



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 太 田 英 昭
(コード番号 4676 東証第一部)
問合せ先 総 務 局 長 荒 井 昭 博
(TEL. 03-3570-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日付で「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。それに伴い、有能で適切な人材の招聘が容易になり、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条および第 37 条の一部を変更するものであります。なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 25 日 (木) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 25 日 (木) |

別紙

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p>第 1 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第 28 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間</u>で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 29 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第 37 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間</u>で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第 28 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間</u>で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 29 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第 37 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間</u>で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

以上